

改 正 後

(7 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書)

令和 年 月 日 税務署受付印 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書(震災特例法 19)		※整理番号			
令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒 電話() -			
	(フリガナ)				
	法 人 名 等				
	法 人 番 号				
	(フリガナ)				
	代 表 者 氏 名				
代 表 者 住 所	〒				
事 業 種 目	業				
連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等			部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名			整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事 業 種 目	業				
自 平成・令和 年 月 日 事業年度において取得をした下記の資産につき、 至 平成・令和 年 月 日 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 19 条第 3 項 の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。 記					
先 行 取 得 資 産	種 類				
	規 模				
	所 在 地				
	用 途				
	取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	取得価額	円	円	円	円
譲渡予定資産の種類					
その他参考となるべき事項					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿
					備 考
				通 信 日 付 印	年 月 日
					確 認

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(7 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書)

令和 年 月 日 税務署受付印 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書(震災特例法 19、27)		※整理番号			
令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒 電話() -			
	(フリガナ)				
	法 人 名 等				
	法 人 番 号				
	(フリガナ)				
	代 表 者 氏 名				
代 表 者 住 所	〒				
事 業 種 目	業				
連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等			部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名			整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事 業 種 目	業				
自 平成・令和 年 月 日 事業年度において取得をした下記の資産につき、 至 平成・令和 年 月 日 <u>(連結)</u> 事業年度において取得をした下記の資産につき、 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 19 条 第 3 項 第 27 条 第 3 項 の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。 記					
先 行 取 得 資 産	種 類				
	規 模				
	所 在 地				
	用 途				
	取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	取得価額	円	円	円	円
譲渡予定資産の種類					
その他参考となるべき事項					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿
					備 考
				通 信 日 付 印	年 月 日
					確 認

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(7 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書（震災特例法 19）の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人が取得（製作又は建設を含みます。）をした資産について、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 19 条第 3 項又は<u>所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 23 条の規定による改正前の震災特例法（以下「令和 2 年旧震災特例法」といいます。）第 27 条第 3 項の規定の適用を受ける場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）</u>がその旨を届け出るときに<u>必要事項を記載して提出</u>してください。</p> <p>なお、先行取得資産がいずれの規定の適用を受けるものであるかに応じ、該当条項を○で囲んでください。</p> <p>(注) 震災特例法第 19 条第 3 項又は<u>令和 2 年旧震災特例法第 27 条第 3 項の規定の適用を受けることができる先行取得資産は、法人が平成 23 年 3 月 11 日以後に取得をするものに限られます。</u></p> <p>2 この届出書は、その取得をした日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。なお、震災特例法第 19 条第 3 項又は<u>令和 2 年旧震災特例法第 27 条第 3 項の規定は、この届出書に記載された資産に限り適用を受けることができますから、明確に記載してください。</u></p> <p>また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。</p> <p style="text-align: center;"><u>（削 除）</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、<u>この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」</u>を記載してください。</p> <p>(2) <u>中段の本文欄について、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、</u></p> <p style="text-align: center;"> $\left(\begin{array}{l} \text{自平成・令和} \quad \text{年} \quad \text{月} \quad \text{日} \\ \text{至平成・令和} \quad \text{年} \quad \text{月} \quad \text{日} \end{array} \right) \text{事業年度}$ を $\left(\begin{array}{l} \text{自平成・令和} \quad \text{年} \quad \text{月} \quad \text{日} \\ \text{至平成・令和} \quad \text{年} \quad \text{月} \quad \text{日} \end{array} \right) \text{連結事業年度}$ </p> <p>と、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 19 条第 3 項」を「令和 2 年旧震災特例法第 27 条第 3 項」とそれぞれ読み替えてください。</p> <p>(3) 「種類」欄及び「用途」欄は、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。</p> <p>(4) 「規模」欄は、その資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を、機械及び装置等にあつては処理能力等を記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(7 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書（震災特例法 19、27）の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人（<u>連結法人を含みます。</u>）が取得（製作又は建設を含みます。）をした資産について、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 19 条第 3 項又は第 27 条第 3 項<u>（先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用）</u>の規定の適用を受ける場合に、<u>単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人</u>がその旨を届け出るときに<u>使用</u>してください。</p> <p>なお、先行取得資産がいずれの規定の適用を受けるものであるかに応じ、該当条項を○で囲んでください。</p> <p>(注) 震災特例法第 19 条第 3 項又は第 27 条第 3 項の規定の適用を受けることができる先行取得資産は、法人が平成 23 年 3 月 11 日以後に取得をするものに限られます。</p> <p>2 この届出書は、その取得をした日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。なお、震災特例法第 19 条第 3 項又は第 27 条第 3 項の規定は、この届出書に記載された資産に限り適用を受けることができますから、明確に記載してください。</p> <p>また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p style="text-align: center;"><u>（追 加）</u></p> <p>(3) 「種類」欄及び「用途」欄は、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。</p> <p>(4) 「規模」欄は、その資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を、機械及び装置等にあつては処理能力等を記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(8 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書)

令和 年 月 日		納 税 地 址 〒 _____ 電話() _____		※整理番号 _____		
(フリガナ) 法 人 名 等		(フリガナ) 法 人 番 号		(フリガナ) 代 表 者 氏 名		
(フリガナ) 代 表 者 住 所		〒 _____		事 業 種 目 _____ 業		
税務署長殿						
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等	※ 税 務 署 処 理 欄	〒 _____ (局 署)	整 理 番 号 _____	部 門 _____	
	本店又は主たる 事務所の所在地		〒 _____ 電 話 () _____	決 算 期 _____	業 種 番 号 _____	整 理 簿 _____
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		〒 _____	回 付 先 _____	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
	代 表 者 住 所		〒 _____			
	事 業 種 目 _____ 業					
適格分割等を行う場合において、特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第19条第10項(第20条第17項において準用する場合を含みます。)により又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定について、震災特例法第20条第3項により下記のとおり届け出ます。						
記						
適 格 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等		法 人 名 等		納 税 地 址		
		代 表 者 氏 名				
適 格 分 割 等 の 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日						
譲 渡 資 産	種 類					
	所 在 地					
	規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積)					
	譲 渡 年 月 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日				
買 換 資 産 又 は 取 得 見 込 資 産	種 類					
	構 造					
	所 在 地					
	規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積)					
	取 得 (予 定) 年 月 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日				
表 の 各 号 の 該 当 区 分 _____						
減額した金額又は期中特別勘定の金額 _____ 円						
添 付 明 細 (別 表 等)						
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項						
税 理 士 署 名 _____						
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	
		備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認	

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(8 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書)

令和 年 月 日		納 税 地 址 〒 _____ 電話() _____		※整理番号 _____		
(フリガナ) 法 人 名 等		(フリガナ) 法 人 番 号		(フリガナ) 代 表 者 氏 名		
(フリガナ) 代 表 者 住 所		〒 _____		事 業 種 目 _____ 業		
税務署長殿						
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等	※ 税 務 署 処 理 欄	〒 _____ (局 署)	整 理 番 号 _____	部 門 _____	
	本店又は主たる 事務所の所在地		〒 _____ 電 話 () _____	決 算 期 _____	業 種 番 号 _____	整 理 簿 _____
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		〒 _____	回 付 先 _____	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
	代 表 者 住 所		〒 _____			
	事 業 種 目 _____ 業					
適格分割等を行う場合において、特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第19条第10項(第20条第17項において準用する場合を含みます。)(第27条第10項(第28条第18項において準用する場合を含みます。))により又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定について、震災特例法第20条第3項(第28条第4項)により下記のとおり届け出ます。						
記						
適 格 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等		法 人 名 等		納 税 地 址		
		代 表 者 氏 名				
適 格 分 割 等 の 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日						
譲 渡 資 産	種 類					
	所 在 地					
	規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積)					
	譲 渡 年 月 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日				
買 換 資 産 又 は 取 得 見 込 資 産	種 類					
	構 造					
	所 在 地					
	規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積)					
	取 得 (予 定) 年 月 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日				
表 の 各 号 の 該 当 区 分 _____						
減額した金額又は期中特別勘定の金額 _____ 円						
添 付 明 細 (別 表 等)						
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項						
税 理 士 署 名 _____						
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	
		備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認	

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(8 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書)

適格分割等による特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書（震災特例法 19、20）の記載要領等

1 法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（下表(2)の届出にあっては適格現物分配を除きます。以下「適格分割等」といいます。）を行う場合において、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第23条の規定による改正前の震災特例法（以下「令和2年旧震災特例法」といいます。）の下表の条文に基づき帳簿価額を減額した場合又は、期中特別勘定を設定した場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行うときに必要事項を記載して提出してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	第19条第8項 (第20条第8項) ※第27条第8項 (※第28条第9項)	第19条第10項 (第20条第17項) ※第27条第10項 (※第28条第18項)
(2) 特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出	第20条第2項 ※第28条第3項	第20条第3項 ※第28条第4項

※ 令和2年旧震災特例法

2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
3 届出書の各欄は、次により記載してください。
(削除)

- (1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 中段の本文欄について、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第19条第10項（第20条第17項において準用する場合を含みます。）」を「令和2年旧震災特例法第27条第10項（第28条第18項において準用する場合を含みます。）」と、「震災特例法第20条第3項」を「令和2年旧震災特例法第28条第4項」とそれぞれ読み替えてください。
- (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、震災特例法第19条第8項若しくは令和2年旧震災特例法第27条第8項、震災特例法第20条第8項若しくは令和2年旧震災特例法第28条第9項又は震災特例法第20条第2項若しくは令和2年旧震災特例法第28条第3項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（上記1の表(2)の届出にあっては被現物分配法人を除きます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。
- (4) 「適格分割等の日」欄は、震災特例法第19条第8項若しくは第20条第2項若しくは第8項又は令和2年旧震災特例法第27条第8項若しくは第28条第3項若しくは第9項に規定する適格分割等の日を記載してください。
- (5) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。
- (6) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得（予定）年月日を記載してください。
- (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、震災特例法第19条第8項（震災特例法第20条第8項において準用する場合を含みます。）若しくは令和2年旧震災特例法第27条第8項（令和2年旧震災特例法第28条第9項において準用する場合を含みます。）の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は震災特例法第20条第2項若しくは令和2年旧震災特例法第28条第3項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
- (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三（五）「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書」その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
- (9) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (10) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(8 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書)

適格分割等による特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書（震災特例法 19、20、27、28）の記載要領等

1 法人（連結法人を含みます。）が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（下表(2)の届出にあっては適格現物分配を除きます。以下「適格分割等」といいます。）を行う場合において、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の下表の条文に基づき帳簿価額を減額した場合又は、期中特別勘定を設定した場合に、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行うときに使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	第19条第8項 (第20条第8項) 第27条第8項 (第28条第9項)	第19条第10項 (第20条第17項) 第27条第10項 (第28条第18項)
(2) 特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出	第20条第2項 第28条第3項	第20条第3項 第28条第4項

2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
3 届出書の各欄は、次により記載してください。
(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(追加)

- (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、震災特例法第19条第8項、第27条第8項、第20条第8項、第28条第9項又は第20条第2項、第28条第3項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（上記1の表(2)の届出にあっては被現物分配法人を除きます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。
- (4) 「適格分割等の日」欄は、震災特例法第19条第8項、第27条第8項、第20条第8項、第28条第9項又は第20条第2項、第28条第3項に規定する適格分割等の日を記載してください。
- (5) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。
- (6) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得（予定）年月日を記載してください。
- (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、震災特例法第19条第8項（第20条第8項において準用する場合を含みます。）第27条第8項（第28条第9項において準用する場合を含みます。）の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は同法第20条第2項、第28条第3項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
- (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三（五）「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書」その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
- (9) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (10) 「※」欄は、記載しないでください。

改正後	改正前
<p>(8 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書)</p> <p>4 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none">○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	<p>(8 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書)</p> <p>4 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none">○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(9 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の
設定期間延長承認申請書 (震災特例法 20)

※整理番号

 令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒	電話() -
	(フリガナ)		
	法 人 名 等		
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		
代 表 者 住 所	〒		
事 業 種 目			業

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等	〒	(局 署)	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(局 署)		部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		電話() -		決 算 期	
	代 表 者 住 所	〒			業 種 番 号	
	事 業 種 目				整 理 簿	
					回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (以下「震災特例法」といいます。)

第20条第1項の規定による特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間を下記により延長
したいので申請します。

記

申請時の震災特例法第20条第4項第1号に規定する特別勘定の金額 円

取 得 し よ う と す る	種 類			
	構 造			
	規 模			
	価 額	円	円	円
	所 在 地			

買換資産の取得 予 定 年 月 日
認 定 を 受 け よ う と す る 年 月 日

(設定期間の延長を必要とする理由)

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-----

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(9 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の
設定期間延長承認申請書 (震災特例法 20、28)

※整理番号
※連結グループ整理番号

 令和 年 月 日 税務署長殿	<input type="checkbox"/> 単 体 法 人 <input type="checkbox"/> 連 結 親 法 人	納 税 地	〒	電話() -
		(フリガナ)		
		法 人 名 等		
		法 人 番 号		
		(フリガナ)		
		代 表 者 氏 名		
代 表 者 住 所	〒			
事 業 種 目			業	

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等	〒	(局 署)	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(局 署)		部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		電話() -		決 算 期	
	代 表 者 住 所	〒			業 種 番 号	
	事 業 種 目				整 理 簿	
					回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (以下「震災特例法」といいます。)

〔 第20条第1項
第28条第1項 〕 の規定による特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間を下記により延長
したいので申請します。

記

申請時の震災特例法第20条第4項第1号に規定する特別勘定の金額 円

申請時の
震災特例法第28条第5項第1号

取 得 し よ う と す る	種 類			
	構 造			
	規 模			
	価 額	円	円	円
	所 在 地			

買換資産の取得 予 定 年 月 日
認 定 を 受 け よ う と す る 年 月 日

(設定期間の延長を必要とする理由)

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-----

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(9 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間 延長承認申請書（震災特例法 20）の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 20 条第 1 項又は<u>所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 23 条の規定による改正前の震災特例法（以下「令和 2 年旧震災特例法」といいます。）第 28 条第 1 項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、やむを得ない事情によってその特定の資産を譲渡した日を含む事業年度又は連結事業年度（以下「譲渡事業年度」といいます。）の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から 1 年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難なため、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）</u>がその期間の延長を申請するときに<u>必要事項を記載して提出</u>してください。</p> <p>2 この申請書は、譲渡事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に提出する必要があります。 なお、この期間内に提出しなかった場合であっても、やむを得ない事情が生じたため、当該 1 年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難であることとなったときには、当該事情が生じた日から 2 月以内に限りこの申請をすることができます。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった震災特例法第 19 条第 1 項又は<u>令和 2 年旧震災特例法第 27 条第 1 項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出</u>してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 <u>（削 除）</u></p> <p>(1)「連結子法人」欄には、<u>この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」</u>を記載してください。</p> <p>(2) <u>中段の本文欄について、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 20 条第 1 項」を「令和 2 年旧震災特例法第 28 条第 1 項」と読み替えてください。</u></p> <p>(3)「申請時の震災特例法第 20 条第 4 項第 1 号に規定する特別勘定の金額」欄には、この申請書を提出する日現在における特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までに設けた特別勘定の金額がある場合には、この金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにもかかわらず特別勘定の取崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。 なお、<u>連結親法人がこの申請書を提出する場合は、当欄を「申請時の令和 2 年旧震災特例法第 28 条第 5 項第 1 号に規定する特別勘定の金額」欄と読み替えて記載</u>してください。</p> <p>(4)「取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄 イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等）を記載してください。 ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合にはその所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。</p> <p>(5)「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。</p> <p>(6)「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7)「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(9 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間 延長承認申請書（震災特例法 20、28）の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人（<u>連結法人を含みます。</u>）が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 20 条第 1 項又は第 28 条第 1 項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、やむを得ない事情によってその特定の資産を譲渡した日を含む事業年度又は連結事業年度（以下「譲渡事業年度」といいます。）の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から 1 年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難なため、<u>単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人</u>がその期間の延長を申請するときに<u>使用</u>してください。</p> <p>2 この申請書は、譲渡事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に提出する必要があります。 なお、この期間内に提出しなかった場合であっても、やむを得ない事情が生じたため、当該 1 年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難であることとなったときには、当該事情が生じた日から 2 月以内に限りこの申請をすることができます。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった震災特例法第 19 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 <u>(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u> <u>(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u> <u>（追 加）</u></p> <p>(3)「申請時の <u>震災特例法第 20 条第 4 項第 1 号</u> <u>震災特例法第 28 条第 5 項第 1 号</u> に規定する特別勘定の金額」欄には、この申請書を提出する日現在における特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までに設けた特別勘定の金額がある場合には、この金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにもかかわらず特別勘定の取り崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。</p> <p>(4)「取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄 イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等）を記載してください。 ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合にはその所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。</p> <p>(5)「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。</p> <p>(6)「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7)「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改正後

(10 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第	号
		令和	年 月 日
			殿

税務署長
財務事務官



特定の資産の買換えの場合における
特別勘定の設定期間延長認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった特定の資産の買換えの場合における特別勘定

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第19条第1項の表の第 号該当
所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第23条の規定による改正前の
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第27条第1項の表の第 号該当

の設定期間の延長については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができる日	
	令和	年 月 日
	令和	年 月 日
	令和	年 月 日
	令和	年 月 日
	令和	年 月 日
	令和	年 月 日
	令和	年 月 日
	令和	年 月 日

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

04.03 改正

改正前

(10 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第	号
		令和	年 月 日
			殿

税務署長
財務事務官



特定の資産の買換えの場合における
特別勘定の設定期間延長認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった特定の資産の買換えの場合における特別勘定

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第19条第1項の表の第 号該当
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第27条第1項の表の第 号該当

の設定期間の延長については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができる日	
	令和	年 月 日
	令和	年 月 日
	令和	年 月 日
	令和	年 月 日
	令和	年 月 日
	令和	年 月 日
	令和	年 月 日
	令和	年 月 日

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

02.06 改正

改 正 後

(10 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書

1 使用目的

「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	該当条文の箇所については、 <u>連結申告法人以外の法人</u> の場合は、「 <u>所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第27条第1項の表の第 号該当</u> 」を二重線で抹消し、「 <u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第19条第1項の表の第 号該当</u> 」の空欄箇所に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例法に関する法律第19条第1項の該当号を記入し、 <u>連結親法人</u> の場合は、「 <u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第19条第1項の表の第 号該当</u> 」を二重線で抹消し、「 <u>所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第27条第1項の表の第 号該当</u> 」の空欄箇所に <u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第27条1項の該当号</u> を記入する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
取得しようとする買換資産の内容	買換資産の種類、構造、規模等について記入する。
処分の理由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

(省 略)

4 留意事項

(省 略)

改 正 前

(10 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書

1 使用目的

「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「 <u>第19条第1項の表の第 号該当</u> 」の箇所については、 <u>単体法人</u> の場合は、「 <u>第27条第1項の表の第 号該当</u> 」の空欄箇所に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例法に関する法律第19条第1項の該当号を記入し、 <u>連結親法人</u> の場合は、「 <u>第19条第1項の表の第 号該当</u> 」を二重線で抹消し、「 <u>第27条第1項の表の第 号該当</u> 」の空欄箇所に <u>同法第27条1項の該当号</u> を記入する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
取得しようとする買換資産の内容	買換資産の種類、構造、規模等について記入する。
処分の理由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

(同 左)

4 留意事項

(同 左)

改正後

(11 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第 令和 年 月 日	号 日						
		税 務 署 長 財務事務官							
<p>Ⓧ</p> <p>特定の資産の買換えの場合における 特別勘定の設定期間延長却下通知書</p> <p>貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた特定資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長申請については、以下の理由により</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 20 条第 1 項 所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 23 条の規定による改正前の 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 28 条第 1 項</p> </div> <p>に規定する法人の要件に該当しないので、これを却下したから通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">申請の対象が連結子法人の場合</td> <td style="width: 20%;">対象法人名等</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 100px; vertical-align: top;">(処分の理由)</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。</p>				申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等		(処分の理由)		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等								
(処分の理由)									

04.03 改正

(規格 A 4)

改正前

(11 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第 令和 年 月 日	号 日						
		税 務 署 長 財務事務官							
<p>Ⓧ</p> <p>特定の資産の買換えの場合における 特別勘定の設定期間延長却下通知書</p> <p>貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた特定資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長申請については、以下の理由により東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 20 条第 1 項 第 28 条第 1 項 に規定する法人の要件に該当しないので、これを却下したから通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">申請の対象が連結子法人の場合</td> <td style="width: 20%;">対象法人名等</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 100px; vertical-align: top;">(処分の理由)</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。</p>				申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等		(処分の理由)		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等								
(処分の理由)									

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(11 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書

1 使用目的

「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、却下する場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<u>連結申告法人以外の法人</u> の場合は、「 <u>所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第28条第1項</u> 」を二重線で抹消し、 <u>連結親法人</u> の場合は、「 <u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第20条第1項</u> 」を二重線で抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処分の理由	延長の申請を却下する理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

(省 略)

4 留意事項

(省 略)

改 正 前

(11 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書

1 使用目的

「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、却下する場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<u>単体法人</u> の場合は、「第28条第1項」を二重線で抹消し、 <u>連結親法人</u> の場合は、「第20条第1項」を二重線で抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処分の理由	延長の申請を却下する理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

(同 左)

4 留意事項

(同 左)

改正後

(12 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書)

税務署受付印

令和 年 月 日

税務署長殿

	納税地	〒
	(フリガナ)	
	法人名等	電話() -
	法人番号	
	(フリガナ)	
	代表者氏名	
	代表者住所	〒
	事業種目	業

※整理番号

連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名等	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号		
		本店又は主たる事務所の所在地		部門		
		(フリガナ)		業種番号		
		代表者氏名		整理簿		
		代表者住所		回付先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署	
		事業種目			<input type="checkbox"/> 子署 → 調査課	

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）
 第20条第2項の規定による適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の
 設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

震災特例法第20条第2項の規定により設ける同項に規定する期中特別勘定の金額

	円
--	---

当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容	種類					
	構造					
	規模					
	価額	円	円	円	円	円
	所在地					

買換資産の取得 予定年月日
認定を受けよう とする年月日

(設定期間の延長を必要とする理由)

(その他参考となるべき事項)

税理士署名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------------	--------

04.03 改正

(規格 A 4)

改正前

(12 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書)

税務署受付印

令和 年 月 日

税務署長殿

	納税地	〒
	(フリガナ)	
	法人名等	電話() -
	法人番号	
	(フリガナ)	
	代表者氏名	
	代表者住所	〒
	事業種目	業

※整理番号

※連絡先電話番号

連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名等	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号		
		本店又は主たる事務所の所在地		部門		
		(フリガナ)		業種番号		
		代表者氏名		整理簿		
		代表者住所		回付先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署	
		事業種目			<input type="checkbox"/> 子署 → 調査課	

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）
 〔 第20条第2項
 第28条第3項 〕 の規定による適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の
 設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

震災特例法第20条第2項・第28条第3項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額

	円
--	---

当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容	種類					
	構造					
	規模					
	価額	円	円	円	円	円
	所在地					

買換資産の取得 予定年月日
認定を受けよう とする年月日

(設定期間の延長を必要とする理由)

(その他参考となるべき事項)

税理士署名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------------	--------

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(12 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書)

適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書（震災特例法 20）の記載要領等

1 この申請書は、法人が対象期間内に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 20 条第 1 項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 23 条の規定による改正前の震災特例法（以下「令和 2 年旧震災特例法」といいます。）第 28 条第 1 項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度において適格分割又は適格現物出資（以下「適格分割等」といいます。）を行う場合において、震災特例法第 20 条第 2 項又は令和 2 年旧震災特例法第 28 条第 3 項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合に、やむを得ない事情によって分割承継法人又は被現物出資法人（以下「分割承継法人等」といいます。）において当該適格分割等の日から当該譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日以後 1 年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難なため、その期間の延長を申請するときに、その法人（連結子法人にあつては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。

2 この申請書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出する必要があります。

3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。

4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

（削 除）

(1) 「連結子法人」欄には、この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2) 中段の本文欄について、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 20 条第 2 項」を「令和 2 年旧震災特例法第 28 条第 3 項」と読み替えてください。

(3) 「震災特例法第 20 条第 2 項の規定により設ける同項に規定する期中特別勘定の金額」欄には、震災特例法第 20 条第 2 項の規定により設ける同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。

なお、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「令和 2 年旧震災特例法第 28 条第 3 項の規定により設ける同項に規定する期中特別勘定の金額」欄と読み替えて、令和 2 年旧震災特例法第 28 条第 3 項の規定により設ける同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。

(4) 「当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄

イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等）を記載してください。

ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。

ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。

ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。

(5) 「買換資産の取得予定年月日」欄には、当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の取得予定年月日を記載してください。

(6) 「認定を受けようとする年月日」欄には、震災特例法第 20 条第 2 項又は令和 2 年旧震災特例法第 28 条第 3 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。

(7) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする震災特例法第 20 条第 2 項又は令和

改 正 前

(12 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書)

適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書（震災特例法 20、28）の記載要領等

1 この申請書は、法人（連結法人を含みます。）が対象期間内に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 20 条第 1 項又は第 28 条第 1 項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度において適格分割又は適格現物出資（以下「適格分割等」といいます。）を行う場合において、同法第 20 条第 2 項又は第 28 条第 3 項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合に、やむを得ない事情によって分割承継法人又は被現物出資法人（以下「分割承継法人等」といいます。）において当該適格分割等の日から当該譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日以後 1 年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難なため、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人がその期間の延長を申請するときに使用してください。

2 この申請書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出する必要があります。

3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。

4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

（追 加）

(3) 「震災特例法第 20 条第 2 項・第 28 条第 3 項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額」欄には、震災特例法第 20 条第 2 項又は第 28 条第 3 項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額を記載してください。

（追 加）

(4) 「当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄

イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等）を記載してください。

ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。

ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。

ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。

(5) 「買換資産の取得予定年月日」欄には、当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の取得予定年月日を記載してください。

(6) 「認定を受けようとする年月日」欄には、震災特例法第 20 条第 2 項又は第 28 条第 3 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。

(7) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする震災特例法第 20 条第 2 項又は第 28

改正後	改正前
<p>(12 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書) 2年旧震災特例法第28条第3項に規定するやむを得ない事情を詳細に記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(12 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書) 条第3項に規定するやむを得ない事情を詳細に記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(13 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名	法第 号 令和 年 月 日
	殿

税 務 署 長
財務事務官

㊟

適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合
における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった適格分割等を行う場合の特定の資産の買換

えの場合における期中特別勘定

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 19 条第 1 項の表の第 号該当
所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 23 条の規定による改正前の
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 27 条第 1 項の表の第 号該当

の設定期間の延長については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができる日と認められる日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(13 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名	法第 号 令和 年 月 日
	殿

税 務 署 長
財務事務官

㊟

適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合
における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった適格分割等を行う場合の特定の資産の買換

えの場合における期中特別勘定 〔東日本大震災の被災者等に係る国税〔第 19 条第 1 項の表の第 号該当〕
関係法律の臨時特例に関する法律〔第 27 条第 1 項の表の第 号該当〕〕

の設定期間の延長については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができる日と認められる日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

02.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(13 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書)

適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書の記載要領

1 使用目的

「適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書」は、特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	該当条文の空白部分は各該当号を記入する。連結申告法人以外の法人の場合は、「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第27条第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第19条第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消する。
申 請 の 対 象 が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
取得しようとする買換資産の内容	買換資産の種類、構造、規模等について記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

（省 略）

4 留意事項

（省 略）

改 正 前

(13 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書)

適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書の記載要領

1 使用目的

「適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書」は、特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 東日本大震災の被災者等に係る国税 第19条第1項の表の第 号該当 関係法律の臨時特例に関する法律 第27条第1項の表の第 号該当 </div> の空白部分は各該当号を記入する。単体法人の場合は、「第27条第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、「第19条第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消する。
申 請 の 対 象 が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
取得しようとする買換資産の内容	買換資産の種類、構造、規模等について記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

（同 左）

4 留意事項

（同 左）

改 正 後

(14 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

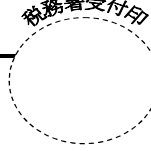
<div style="text-align: center;">  令和 年 月 日 税務署長殿 </div>		適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書 (震災特例法 20)		※整理番号		
		納 税 地	〒	電話() -		
(フリガナ)						
法 人 名 等						
法 人 番 号						
(フリガナ)						
代 表 者 氏 名						
代 表 者 住 所		〒				
事 業 種 目		業				
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等				部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)				業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名				整 理 簿	
代 表 者 住 所	〒				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事 業 種 目	業					
適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第20条第5項の規定 により下記のとおり届け出ます。						
記						
適格分割等に係る	適 格 分 割 等	適 格 分 割 ・ 適 格 現 物 出 資				
分割承継法人等	法 人 名 等					
	納 税 地					
	代 表 者 氏 名					
適 格 分 割 等 の 年 月 日		年 月 日				
分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額		円				
分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額		円				
特別勘定の金額又は 期中特別勘定の金額 に係る譲渡資産	種 類					
	所 在 地					
	規模(土地の場合は面積)					
	譲 渡 年 月 日	年 月 日				
取得する見込み である資産	種 類 及 び 構 造					
	所 在 地					
	規模(土地の場合は面積)					
	取 得 予 定 日	年 月 日				
適用を受けることとしている表の各号の区分 号						
(その他参考となるべき事項)						
税 理 士 署 名						
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考
					通 信 日 付 印	年 月 日 確 認

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(14 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

<div style="text-align: center;">  令和 年 月 日 税務署長殿 </div>		適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書 (震災特例法 20、28)		※整理番号		
		納 税 地	〒	電話() -		
(フリガナ)						
法 人 名 等						
法 人 番 号						
(フリガナ)						
代 表 者 氏 名						
代 表 者 住 所		〒				
事 業 種 目		業				
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等				部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)				業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名				整 理 簿	
代 表 者 住 所	〒				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事 業 種 目	業					
適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第20条第5項 第28条第6項 の規定 により下記のとおり届け出ます。						
記						
適格分割等に係る	適 格 分 割 等	適 格 分 割 ・ 適 格 現 物 出 資				
分割承継法人等	法 人 名 等					
	納 税 地					
	代 表 者 氏 名					
適 格 分 割 等 の 年 月 日		年 月 日				
分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額		円				
分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額		円				
特別勘定の金額又は 期中特別勘定の金額 に係る譲渡資産	種 類					
	所 在 地					
	規模(土地の場合は面積)					
	譲 渡 年 月 日	年 月 日				
取得する見込み である資産	種 類 及 び 構 造					
	所 在 地					
	規模(土地の場合は面積)					
	取 得 予 定 日	年 月 日				
適用を受けることとしている表の各号の区分 号						
(その他参考となるべき事項)						
税 理 士 署 名						
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考
					通 信 日 付 印	年 月 日 確 認

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(14 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書（震災特例法 20）の記載要領等

- 1 この届出書は、法人が適格分割又は適格現物出資（以下「適格分割等」といいます。）を行った場合において、分割承継法人又は被現物出資法人（以下「分割承継法人等」といいます。）に特定の資産の譲渡等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 20 条第 5 項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 23 条の規定による改正前の震災特例法（以下「令和 2 年旧震災特例法」といいます。）第 28 条第 6 項の規定により届け出るときに、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
（削 除）
 - (1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 中段の本文欄について、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 20 条第 5 項」を「令和 2 年旧震災特例法第 28 条第 6 項」と読み替えてください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は震災特例法第 20 条第 4 項第 2 号又は令和 2 年旧震災特例法第 28 条第 5 項第 2 号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を○で囲んでください。
 - (4) 「適格分割等の年月日」欄は震災特例法第 20 条第 4 項第 2 号又は令和 2 年旧震災特例法第 28 条第 5 項第 2 号に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は震災特例法第 20 条第 4 項又は令和 2 年旧震災特例法第 28 条第 5 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ震災特例法第 20 条第 4 項第 2 号又は令和 2 年旧震災特例法第 28 条第 5 項第 2 号に規定する特別勘定の金額を記載してください。
 - (6) 「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は震災特例法第 20 条第 4 項又は令和 2 年旧震災特例法第 28 条第 5 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ震災特例法第 20 条第 4 項第 2 号又は令和 2 年旧震災特例法第 28 条第 5 項第 2 号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
 - (7) 「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、所在地、及び規模（土地等にあってはその面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。
 - (8) 「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産の種類、構造、所在地、及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得予定年月日を記載してください。
 - (9) 「適用を受けることとしている表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている震災特例法第 19 条第 1 項の表又は令和 2 年旧震災特例法第 27 条第 1 項の表の各号の区分を記載してください。
 - (10) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(14 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書（震災特例法 20、28）の記載要領等

- 1 この届出書は、法人（連結法人を含みます。）が適格分割又は適格現物出資（以下「適格分割等」といいます。）を行った場合において、分割承継法人又は被現物出資法人（以下「分割承継法人等」といいます。）に特定の資産の譲渡等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 20 条第 5 項又は第 28 条第 6 項の規定により届け出るときに使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
（追 加）
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は震災特例法第 20 条第 4 項第 2 号又は第 28 条第 5 項第 2 号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を○で囲んでください。
- (4) 「適格分割等の年月日」欄は震災特例法第 20 条第 4 項第 2 号又は第 28 条第 5 項第 2 号に規定する適格分割等の日を記載してください。
- (5) 「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は震災特例法第 20 条第 4 項又は第 28 条第 5 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同法第 20 条第 4 項第 2 号又は第 28 条第 5 項第 2 号に規定する特別勘定の金額を記載してください。
- (6) 「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は震災特例法第 20 条第 4 項又は第 28 条第 5 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同法第 20 条第 4 項第 2 号又は第 28 条第 5 項第 2 号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
- (7) 「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、所在地、及び規模（土地等にあってはその面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。
- (8) 「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産の種類、構造、所在地、及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得予定年月日を記載してください。
- (9) 「適用を受けることとしている表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている震災特例法第 19 条第 1 項の表又は第 27 条第 1 項の表の各号の区分を記載してください。
- (10) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (11) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後 改 正 前

(15 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)

(15 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)

令和 年 月 日 税務署受付印		※整理番号	
適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書（震災特例法令 19）		納 税 地	〒
		(フリガナ)	電話() -
		法 人 名 等	
		法 人 番 号	
		(フリガナ)	
		代 表 者 氏 名	
		代 表 者 住 所	〒
税務署長殿		事 業 種 目	業

令和 年 月 日 税務署受付印		※整理番号	
適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書（震災特例法令 19、24）		納 税 地	〒
		(フリガナ)	電話() -
		法 人 名 等	
		法 人 番 号	
		(フリガナ)	
		代 表 者 氏 名	
		代 表 者 住 所	〒
税務署長殿		事 業 種 目	業

連 結 子 法 人	(フリガナ)	※ 整理番号	
	法 人 名 等	部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	決 算 期	
	(フリガナ)	業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名	整 理 簿	
	代 表 者 住 所	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
	事 業 種 目		業

連 結 子 法 人	(フリガナ)	※ 整理番号	
	法 人 名 等	部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	決 算 期	
	(フリガナ)	業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名	整 理 簿	
	代 表 者 住 所	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
	事 業 種 目		業

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第 19 条第 26 項の規定により適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令〔第 19 条第 27 項 第 24 条第 27 項〕の規定により適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額		円	
取得する予定の買換資産の内容	種 類		
	構 造		
	規 模 (土地等にあつてはその面積)		
	取 得 価 額	円	円
	取 得 予 定 年 月 日

申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額		円	
取得する予定の買換資産の内容	種 類		
	構 造		
	規 模 (土地等にあつてはその面積)		
	取 得 価 額	円	円
	取 得 予 定 年 月 日

(やむを得ない事情の詳細)

認 定 を 受 け よ う と す る 日 年 月 日

(その他参考となるべき事項)

(やむを得ない事情の詳細)

認 定 を 受 け よ う と す る 日 年 月 日

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名	
※税務署 処理欄	部 門
決 算 期	業 種 番 号
番 号	整 理 簿
備 考	通 信 日 付 印
年 月 日	確 認

税 理 士 署 名	
※税務署 処理欄	部 門
決 算 期	業 種 番 号
番 号	整 理 簿
備 考	通 信 日 付 印
年 月 日	確 認

(規格 A 4)

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(15 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書（震災特例法令 19）の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「震災特例法令」といいます。）第 19 条第 26 項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号）による改正前の震災特例法令（以下「令和 2 年旧震災特例法令」といいます。）第 24 条第 27 項の規定により震災特例法令第 19 条第 25 項各号又は令和 2 年旧震災特例法令第 24 条第 26 項各号に規定する引継ぎを受けた日以後に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 19 条第 3 項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 23 条の規定による改正前の震災特例法（以下「令和 2 年旧震災特例法」といいます。）第 27 条第 3 項に規定するやむを得ない事情が生じたため、震災特例法第 20 条第 7 項又は令和 2 年旧震災特例法第 28 条第 8 項の法人が震災特例法令第 19 条第 25 項各号又は令和 2 年旧震災特例法令第 24 条第 26 項各号に定める期間内に震災特例法第 19 条第 1 項又は令和 2 年旧震災特例法第 27 条第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請するときに、その法人（連結子法人にあつては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p style="text-align: center;"><u>（削 除）</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 中段の本文欄について、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第 19 条第 26 項」を「令和 2 年旧震災特例法令第 24 条第 27 項」と読み替えて記載してください。</p> <p>(3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における震災特例法第 20 条第 4 項又は令和 2 年旧震災特例法第 28 条第 5 項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「取得する予定の買換資産の内容」の各欄</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等）を記載してください。</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。</p> <p style="padding-left: 20px;">ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p style="padding-left: 20px;">ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。</p> <p style="padding-left: 20px;">ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に震災特例法第 19 条第 1 項又は令和 2 年旧震災特例法第 27 条第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする日」欄には、震災特例法令第 19 条第 25 項又は令和 2 年旧震災特例法令第 24 条第 26 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p style="padding-left: 20px;">法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(15 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書（震災特例法令 19、24）の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人（<u>連結法人を含みます。</u>）が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「震災特例法令」といいます。）第 19 条第 27 項又は第 24 条第 27 項の規定により第 19 条第 26 項各号又は第 24 条第 26 項各号に規定する引継ぎを受けた日以後に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 19 条第 3 項又は第 27 条第 3 項に規定するやむを得ない事情が生じたため、<u>同法第 20 条第 7 項又は第 28 条第 8 項の法人が震災特例法令第 19 条第 26 項各号又は第 24 条第 26 項各号に定める期間内に同法第 19 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人がその期間の延長を申請するときに使用</u>してください。</p> <p>2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p style="text-align: center;"><u>（追 加）</u></p> <p>(3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における震災特例法第 20 条第 4 項又は第 28 条第 5 項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「取得する予定の買換資産の内容」の各欄</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等）を記載してください。</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。</p> <p style="padding-left: 20px;">ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p style="padding-left: 20px;">ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。</p> <p style="padding-left: 20px;">ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に震災特例法第 19 条第 1 項の表の各号又は第 27 条第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする日」欄には、震災特例法令第 19 条第 26 項又は第 24 条第 26 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p style="padding-left: 20px;">法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(16 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号 令和 年 月 日	
			税 務 署 長 財務事務官
	殿		Ⓜ

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長については、

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 第 19 条第 26 項
 法人税法施行令等の一部を改正する政令 (令和 2 年政令第 207 号) 第 23 条の規定による改正前の
 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 第 24 条第 27 項

の規定により、下記のとおり認定したので通知します。

記	
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等
取得する予定の買換資産の内容	買換資産を取得することができる日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
(処分の理由)	

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(16 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号 令和 年 月 日	
			税 務 署 長 財務事務官
	殿		Ⓜ

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長については、

東日本大震災の被災者等に係る国税関係 第 19 条第 27 項
 法律の臨時特例に関する法律施行令 第 24 条第 27 項

の規定により、下記のとおり認定したので通知します。

記	
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等
取得する予定の買換資産の内容	買換資産を取得することができる日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
(処分の理由)	

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

02.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(16 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書)

**適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において
指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書の記載要領**

1 使用目的

「適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
本文	該当条文について、連結申告法人以外の法人の場合は、「 <u>法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第24条第27項</u> 」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、「 <u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第19条第27項</u> 」を二重線で抹消する。
通知の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
取得しようとする買換資産の内容	買換資産の種類、構造、規模等について記入する。
処分の理由	申請により求められた買換資産の取得をすることができる日の認定について、申請書の記載内容と異なる認定を行う場合、その異なることとなった理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

(省 略)

4 留意事項

(省 略)

改 正 前

(16 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書)

**適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において
指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書の記載要領**

1 使用目的

「適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
本文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"><u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係（第19条第27項） 法律の臨時特例に関する法律施行令（第24条第27項）</u></div> 単体法人の場合は、上記の「第24条第27項」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、上記の「第19条第27項」を二重線で抹消する。
通知の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
取得しようとする買換資産の内容	買換資産の種類、構造、規模等について記入する。
処分の理由	申請により求められた買換資産の取得をすることができる日の認定について、申請書の記載内容と異なる認定を行う場合、その異なることとなった理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

(同 左)

4 留意事項

(同 左)